

第百五十一回国
参議院法務委員会會議録第十六号

平成十三年六月二十六日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月二十一日

久野 恒一君

補欠選任

井上 吉夫君

久野 恒一君

六月二十二日

井上 吉夫君

久野 恒一君

久世 公堯君

尾辻 秀久君

佐々木知子君

中島 啓雄君

須藤良太郎君

竹山 裕君

日出 英輔君

青木 幹雄君

直嶋 正行君

竹村 泰子君

峰崎 直樹君

角田 義一君

六月二十五日

中島 啓雄君

佐々木知子君

竹村 泰子君

櫻井 充君

魚住裕一郎君

大森 礼子君

橋本 敦君

阿部 幸代君

福島 瑞穂君

大淵 絹子君

六月二十六日

角田 義一君

峰崎 直樹君

阿部 幸代君

橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長

日笠 勝之君

理事

久野 恒一君

委員

江田 五月君

委員

青木 幹雄君

衆議院送付

○委員長(日笠勝之君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十二日、直嶋正行君、久世公堯君、須藤良太郎君及び日出英輔君が委員を辞任され、その補欠として竹村泰子さん、尾辻秀久君、竹山裕君及び青木幹雄君が選任されました。

また、昨二十五日、魚住裕一郎君、福島瑞穂さん及び竹村泰子さんが委員を辞任され、その補欠として大森礼子さん、大淵絹子さん及び櫻井充君が選任されました。

○委員長(日笠勝之君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が三名欠員となっておりますが、本日はそのうち一名について補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に久野恒一君を指名いたします。

○委員長(日笠勝之君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

民事訴訟法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に法務省民事局長山崎潮君及び法務省刑事局長古田佑紀君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(日笠勝之君) 民事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉景子君 おはようございます。民主党の千葉景子でございます。

きょうは、民事訴訟法の一部を改正する法律案に関しまして質問をさせていただきますが、これは既に衆議院の審議の中で修正等も施されまして、おおよその議論が尽くされたものも多いかと思えます。しかし、まだ私の頭の中でもなかなか十分理解できない部分もございますので、限られた時間ではありますけれども、確認を含めて質問させていただきます。と思っております。

そこで、きょうは刑事事件関係書類の問題を中心に質問させていただきます。と思っております。

そこで、まず冒頭に、民事訴訟における刑事事件記録の利用について、現行制度の実態と、それからそれに関する利用の実情のようなものをまず聞かせていただきたいと思います。と思っております。

私も、この審議に当たりましていろいろ自分なりに整理整頓はしてみたいと思っております。民事訴訟において刑事事件記録がどういう形で制度上利用が認められているかということを考えると、一つは起訴前の記録、それからその中に不起訴になった記録という部分がございます。それから、起訴になり公判手続が進んでいる、そういう状況にある記録、それから事件が終わり確定をいたしました、その確定した記録についてと、いろいろな段階での制度があらうかというふうに思っています。

例えば、刑事訴訟法では、起訴前の訴訟書類、起訴前という公判開廷前は原則として公開が禁止になっているということがございます。ただ、公益上必要があるときはこの限りでないというただし書きがございまして、公判の開廷前はこういう制度が適用されるということになるかと思ひますし、公判中になりますとこれはなかなか難しい問題でございまして、犯罪被害者保護の關係で多少記録の閲覧等が可能になっているのかというふうに思ひます。それから、今度は確定した記録になりますと、刑事確定訴訟記録法によりまして閲覧、謄写などが一定程度認められると。

こんなふうなおおよその場合分けといひましようか、そしてそれに対応する制度ということが現行法上は存在するのかなと思ひますけれども、どうでしょうか、まずそのあたりの、現行の制度における刑事訴訟記録の扱いについてちよつとわかりやすく説明をいただければと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) とりあえず、私が承知しております範囲で、御質問の内容を整理してお答えしたいと思ひます。

民事訴訟におきましては、刑事関係書類を書記として利用する手段といひましては、民事訴訟の当事者が、検察官または刑事裁判所の許可を得て、刑事関係書類を謄写して提出する方法といひのがまずございまして、また、それは別に、裁判所からの文書送付の嘱託に基づきまして、検察官または刑事裁判所から送付された刑事関係書類を民事訴訟の当事者が謄写して提出する方法と、および二つに分かれるかと思ひます。

その中で、まず検察官が保管する確定訴訟記録につきましては、刑事確定訴訟記録法第四条に基づきまして、原則として閲覧することができます。最近の統計では、民事訴訟での利用を目的とする閲覧請求は年間五千件以上に上りまして、そのほぼ全件が許可されております。また、運用上、謄写請求もほぼ全部が許可されております。また、確定訴訟記録について文書送付の嘱託が

あった場合には、運用上、刑事確定訴訟記録法に基づき閲覧に準じ、原則としてこれに應ずる取り扱いがされております。近年の受理件数は年間千件前後でございまして、そのほとんどについて嘱託に應ずる取り扱いがされております。

次に、刑事裁判所が保管する確定前の訴訟記録につきましては、昨年十一月に施行されたいわゆる犯罪被害者保護法によりまして、第一回公判期日後であれば、被害者等が損害賠償請求をするために必要である場合などの正当な理由があつて、かつ犯罪の性質や審理の状況等の事情を考慮いたしまして相当であると認められる場合には、被害者等に当該記録の閲覧または謄写をさせることができます。文書送付の嘱託があつた場合にも、これに準じて刑事裁判所の判断により送付をすることができます。

さらに、不起訴となつた事件の記録につきましては、刑事訴訟法第四十七条により非公開が原則とされておりますが、そのただし書きによりまして、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない」とされております。特に交通事故の実況見分調書などにつきましては、従来から文書送付の嘱託や弁護士会からの照会などに応じて開示が行われてまいりました。

近年の運用の実態を見ますと、実況見分調書等の送付嘱託の件数は年間千件を超えまして、また弁護士会からの照会は七千件前後に及んでおります。その九割以上について嘱託、照会に應ずる取り扱いがされております。

さらに、平成十二年二月以降は、被害者等が民事訴訟等において、被害回復のために、損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、関係者のプライバシーを侵害するおそれや捜査、公判へ支障を生ずるおそれがない限り、開示対象となる事件を交通事故に係る事件に限定することなく、また開示対象となる証拠も実況見分調書だけでなく、写真撮影報告書、検視調査等の客観的な証拠で、かつ代替性がないと

認められるものに拡大する適用を行っているところでございます。

○千葉景子君 大変わかりやすく整理をして御説明いただきまして、ありがとうございます。

現行制度上は、今、大臣から御説明があつたそういう制度になっておるかというふうに思ひます。ただ、それらの制度はそれぞれいふ趣旨といひましようか、それはあるわけございまして、必ずしも民事訴訟において証拠収集のための制度というわけではない。ただ、今お話がございまして、必要があれば得る限り送付嘱託などに応じている、あるいは弁護士会照会などで明らかにしていくという方向はあるように思ひれます。

ただ、実際にそれが本当に、今九割方というふうなお話もございまして、そうなんだろうかとこのことを考えますと、これは日弁連の方で調査をされた実情と伺つておりますけれども、必ずしもそういうわけでもないということが示されております。特に、例えば労災関係の事件などですと、なかなか公開されていないという実情もあるようです。それから基本的に公開がされないかつた、送付嘱託などに応じられなかつたというものが百件余りの中で不起訴記録ですと五十件余り、公判中の記録ですと二十件、そして確定記録でも二十九件、三十件近くという調査もございまして、これがすべてとは私も申しませんけれども、必ずしも十分に刑事訴訟記録が活用されている、あるいは応じられていると言ふわけにはいかないうような気がいたします。

そういう意味では、どうなんでしょう、やはり刑事事件の関係書類を民事訴訟のために使うことができない、民事訴訟の審理をするために、そして真実を発見するために活用することができるといふことを、先ほど御説明いただきましたそれだけの個別の制度ではなくて、きちつとした形で制度化するということの必要性というところがあるのではないかとこのように思ひます。

けれども、どうしても刑事事件の関係書類がないと実態がわかりにくい、しかも民事訴訟における原告などの立場になる一般市民にとってはなかなか証拠書類あるいは証拠を収集するというのは難しい部分がございまして。

例えば、株主代表訴訟で役員の贈収賄事件とかあるいは総会屋への利益供与、背任行為などを立証して株主としての権利を行使しようといふような場合、あるいは住民訴訟などで談合の実態などを明らかにして住民の権利を守つていこう、こういうような訴訟。また、これはよくしばしば指摘をされますけれども、交通事故の場合、あるいは欠陥商品のようなものによって被害を受けてそれを損害賠償で解決しようという事例。先ほど言ひましたように労災問題などもございまして、これもいろいろと近時にぎわせましたけれども、薬害事件等ですね、これもなかなか専門的な分野に市民が証拠を求めるというのは難しい。

刑事事件でそれが審理をされておれば、そこで捜査機関がきちつと収集したものというのが非常に大きな役割を果たすということになろうかといふふうに思ひます。少年事件などにも同じような問題が存在しておりますけれども。

こういう事件、そして特に近時、問題が大変増加をしているといふような状況を考えますと、この刑事事件関係書類に関するきちつとした民事訴訟に提出をさせることのできる制度、いわゆる提出命令制度というものを設ける必要があるのではないかとこのように私は思ひますけれども、その点について、どうでしょうか。

大臣には先ほど現行の制度を説明いただきましたが、かなりそれによつて訴訟が進んでいるといふのは、私もあることは承知しておりますけれども、本当にそれだけで十分なんだろうかといふ気がいたします。その点、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 確かに、民事訴訟におきましては犯罪被害者が損害賠償を求める場合には刑事関係書類を証拠として利用するといふ必要があることはそのとおりだと思ひます。

しかし、刑事関係書類というのは、国家刑罰権の実現を目的としたしまして、刑事訴訟における実体的真実の解明という公益の追求のために強制処分を含む強力な権限を行使いたしまして、その性質上、関係者の名誉とかプライバシーにも深く立ち入って作成されるということが普通でござい

ます。そこで、刑事関係書類につきましては、関係者の利益保護、捜査の秘密及び刑事裁判の適正の確保などの利益と、これを開示することによって図られる公益とを調整するという観点から、刑事訴訟法等において開示の要件、方法などについて独自の規律を設けまして、弊害が生じない範囲においてその開示を認めるということになっております。

このため、民事訴訟法の文書提出命令によりまして刑事訴訟法等が認める範囲を超えて刑事訴訟記録等が開示されるものとなりますと、関係者の名誉、プライバシーなどの利益に重大な侵害を及ぼしたり、将来の捜査、公判に対して悪影響を与えたりするなどの弊害が生ずるおそれがございます。

また、民事訴訟において刑事関係書類を利用する方法といたしましては、先ほどお答えいたしましたように、従来から民事訴訟の当事者が許可を得て刑事関係書類を謄写したものを提出する方法と、文書送付嘱託に基づき送付された刑事関係書類を謄写いたしまして提出する方法とが認められておりまして、実際にもこれらの方法によりまして刑事関係書類は民事訴訟の証拠としてかなり広く利用されております。

ですから、刑事関係書類につきましては文書提出命令制度における一般義務として文書提出義務の対象とする必要はなく、また適当でもないと考えられます。

○千葉景子君 今、大臣から御説明をいただきました。その中で、やっぱり何点か問題点があるのではないかとこのように思います。

第三部 法務委員会会議録第十六号 平成十三年六月二十六日【参議院】

も、それぞれ閲覧、謄写の制度、公開をする制度というのが現行設けられております。しかし、それがどういう趣旨に基づいて認められているのかというのを考えますと、例えば犯罪被害者の保護というようなこと、これはあくまでもその犯罪被害者を救済するというために特殊に設けられているという部分もござい

ます。それから、確定記録の閲覧、謄写などは、ある意味では刑事手続の公正さみたいなものを確定後、一般市民にもチェックの目が届くというふうな、これはそういう意味合いがあるのかというふうな、これはそういう意味では、必ずしも民事訴訟においての刑事記録の扱いということを直接目的としているわけではないということが言えると思いますし、やはり必ずしもそれらの制度だけですべてが賄われるというものでもない、それがちよつと一点ござい

ます。それから、大臣もおっしゃいましたように、確かに刑事事件記録は、捜査の秘密とかあるいは捜査の適正、それから個々に非常にプライバシーにかかわるものがたくさん含まれている、それを保護していくということ、これは否定できない部分だということに思

う。ただ、触れられましたそれと民事事件の真実の発見、そして適正な民事事件の解決、これも大事なことなわけですし、その調整のためにというお話でした。まさに、私はそのとおりなんだと思うんです。民事事件の解決も、これも大変公益性の高いものです。そのために刑事事件の証拠を活用すること、これも公益的に要請される問題であるというふうなふうに思

いますし、その一方、プライバシーであるとかあるいは捜査上の適正ということも、これも公益的に要請された課題である。まさに、これをどう調整するかということなんです。だとすれば、今回のように一律に非公開とい

いますか、そうすることではなくて、それを一つ一つ個別に判断する。片方のプライバシーと、そして民事訴訟における真実発見あるいは民事訴訟の適切な解決ということと、相当類型として違うものがあるし、実態も違うだろう。そういうものを個別判断できるような形で制度、そして法律を構成することができないのだろうかというふうに思

います。大臣も民事事件での刑事関係書類の必要性というのはいささかお認めいただいているわけですし、そうなりますと、今回の法案は一律除外という格好になっているんですね。そこを個別吟味できるような法律立て、こういうことをなぜ考えられなかったんだらうかと、こういうふうに思

います。個別判断という仕組みにできなかった、あるいはしなかった理由というものはどういふところにあるでしょうか。○政府参考人(山崎潮君) 先ほど大臣の方から御答弁申し上げましたけれども、もと

と、この法律の仕組みでござい

ますけれども、民事事件で使う必要性ということとは当然認めているわけ

でございます。その仕切りを刑事手続にゆだねるという形でござい

ます。この法律案につきましては、平成十年に国会の方に出していただきましたが、一たん廃案になつて出直したわけ

でございますが、その間に、やはり刑事手続の方で民事のこと等も考えながらいろいろな法律で閲覧、謄写できる範囲を広げて

おります。また、通達等で運用上広げるといふ形でそちらの手続にゆだねて、そちらの方を広げていくという手法をとっているわけ

でございます。それが前提にござい

ます。それじゃ、なぜこの法案において、二百二十条のいわゆる一般の公務秘密文書でござい

ますか、そこに入れて個別の判断をしないのか、この点についてお答え申し上げます。個別の事件でそれぞれ判断をしていくということになりますと、やはり事件ごとにプライバシーの問題あるいは捜査の秘密の問題、個性が全部違

お話だったんですけれども、本当にそうだろうかという感じがいたします。

というのは、例えば、先ほど触れていただきましたが、公務秘密文書、これについては別に一律非公開、不開示となっているわけではなく、大変重要です。この中には、例えば外交にかかわる大変重要な文書みたいなものも含まれることになりま

関係書類の一律除外ということについて、本題は問題はないのか、あるいは今後、問題を残してしまつたか、お感じにはならないか。民事局長、いかがですか。

今お話があったように、難しいといえれば外交文書等の方がもっと難しい問題というのがあるんじゃないかというふうに思いますし、それからプライバシー等の問題も、やはりそれがゆえにインカメラ手続でその必要性などを判断する。一般に公開して判断をするというわけではないわけ

現在、私もこれはこれで大部分の場合は対応できると。じゃ、具体的にどういう場合に本対応できないのか。確かに、拒否された例もいろいろあるようでございます。その中を一つ一つ全部分析して、どういう場合に本対応に必要になるのかというところがなかなか具体的に御指摘をいただく場面がなく、また非常に抽象的でございます。そういう点、我々としてももちろん法案を検討して提出させていただく場合、本対応に世の中に支障があるという場面があればそれはやはり改正をせざるを得ない、手当てをせざるを得ないというの法律を担当する担当者の考え方でございます。

今お話があったように、難しいといえれば外交文書等の方がもっと難しい問題というのがあるんじゃないかというふうに思いますし、それからプライバシー等の問題も、やはりそれがゆえにインカメラ手続でその必要性などを判断する。一般に公開して判断をするというわけではないわけ

それで、現在こういう形で御提案をさせていただいているわけでございますけれども、では今後どういふことになるのかという御質問でございます。

今お話があったように、難しいといえれば外交文書等の方がもっと難しい問題というのがあるんじゃないかというふうに思いますし、それからプライバシー等の問題も、やはりそれがゆえにインカメラ手続でその必要性などを判断する。一般に公開して判断をするというわけではないわけ

○千葉景子君 わかりました。

今お話があったように、難しいといえれば外交文書等の方がもっと難しい問題というのがあるんじゃないかというふうに思いますし、それからプライバシー等の問題も、やはりそれがゆえにインカメラ手続でその必要性などを判断する。一般に公開して判断をするというわけではないわけ

○千葉景子君 わかりました。

今お話があったように、難しいといえれば外交文書等の方がもっと難しい問題というのがあるんじゃないかというふうに思いますし、それからプライバシー等の問題も、やはりそれがゆえにインカメラ手続でその必要性などを判断する。一般に公開して判断をするというわけではないわけ

○千葉景子君 わかりました。

今お話があったように、難しいといえれば外交文書等の方がもっと難しい問題というのがあるんじゃないかというふうに思いますし、それからプライバシー等の問題も、やはりそれがゆえにインカメラ手続でその必要性などを判断する。一般に公開して判断をするというわけではないわけ

○千葉景子君 わかりました。

今お話があったように、難しいといえれば外交文書等の方がもっと難しい問題というのがあるんじゃないかというふうに思いますし、それからプライバシー等の問題も、やはりそれがゆえにインカメラ手続でその必要性などを判断する。一般に公開して判断をするというわけではないわけ

○千葉景子君 わかりました。

そうなりますと、今回、一律除外というようない形にはなっているけれども、例えば具体的にこういう支障があるというように、じゃ、改めて問題が生じたとかあるという調査をなさって

る上手段である、こういうふうな理解をしているわけでございます。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

○千葉景子君 要するに、裁判所が判断するのは相当の理由があるかどうかを判断するんですか、それとも監督官庁の出されている意見が相当であることを認めるに足りない場合に限って、ちよつと私の説明も変な判断ですけれども、要するに相当性があるかどうかを判断することですか。

ラを使って判断していくという構造、この場合を多分言われているんだらうと思いますが、必ずしもそういうものだけではなくて、通常の公務秘密文書に關しましてはそういう判断構造をとっておられませんので、それは事実の存否とか、まずそこから入っていくということにならうかと思ひます。

委員御指摘の高度の秘密のものにつきましては、今、委員が言われましたとおりの判断過程を通るのではないかとこのように理解をしております。

○千葉景子君 わかりました。

こういう高度の秘密にかかわるようなものについては相当性の判断をし、それから内容の判断をする。これだけ厳格な手続といましようか、インカメラ方式をとりながら、こういう段階を踏んで、監督官庁の意見も十分に尊重するという格好になっているわけですね。

こういう構造までつくってあるんですから、また戻りますけれども、刑事事件関係書類だつて、やっぱりそれなりに刑事の方の意見も尊重し、そして刑事裁判所の方の意見も十分に尊重しながら、しかし個別にちゃんと判断できるというそういう仕組みを私はつくることが可能だったんじゃないかという感じがしてしやうがありません。これは、先ほどからどうやら水かけ論になつてしまふようなので、私はそういう意見を持つていて、このことを改めて、このインカメラ手続の公務秘密文書などについての流れを考えますとより一層感ずるところですので、指摘をしておきたいといふふうに思つています。

さて、この法案ですが、法制審議会においてさまざまな議論がされてまいりましたが、特に法制審の中でも附帶要望事項というのが付されて答申がされているんですね。この附帶要望事項のようなものは一体この法律を策定するに当たつてどういふふうにかされたりあるいはこの法案の中に反映されたりしているんでしょうか。ちよつとその点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま委員御指摘のとおり、確かに附帶要望事項というのがつけられております。それは二つございまして、一つは、この民事訴訟法の法律案を立案するに当たつては、いわゆる行政情報公開法でございすけれども、それとの整合性に留意することというのが一つございす。それからもう一つは、この法律案が成立し施行された後においても、各種刑事手続等はございすけれども、その運用が変更されることのないように要望をします。この二つが付けられたわけでございます。

その第一の点でございすけれども、これにつきましては、両法案はほぼ同じ時期に国会に提出されたわけでございます。そういう関係から、両者の整合性をとるということで努力をしております。

ただいまの刑事事件関係の記録でございすけれども、これはいわゆる情報公開法におきまして整備法をもちまして刑事訴訟法の五十三條の二という条文を新たに設けまして、刑事関係書類につきましてはいわゆる情報公開法の適用を除外するという形で、その適用の除外の意味は、やはり刑事手続の仕切りに従うと、こういうことから外しているわけでございますけれども、それとこちらの考え方というのは共通をしております。

それから、例えば二百二十條の四号の二というところに括弧書きで「組織的に」、これは自己使用文書でございすけれども、それは組織的に用いるものについては除外をしますよ。これは情報公開法と民事訴訟法、共通の仕切りでございまして、そういう形でその整合性を図つていったというところで実行はしているということでございます。

それから、運用等につきましては、むしろ拡大傾向にございまして、従来の運用を変えていないということは自信を持って申し上げられるところでございます。

○千葉景子君 附帶事項、確かに情報公開制度との整合性ということを求めております。私も、情

報公開法の審議のときもいろいろと考えさせていただいたんですけれども、確かに情報公開法は、一般の国民に対して行政の情報等をきちつと開示する、行政の説明義務をきちつと尽くす、こういうことにもかかわつてゐるわけですね。ただ、それと訴訟においてみずから権利を確保するという問題とはやっぱり場面が違うだろうと思ふんです。

それで、整合性をとるといふのは、要するに両方の制度を同じ形にするという意味が本当に整合性なのか、情報公開法は市民の知る権利あるいは行政情報をきちつと開示して国民主権を全うするという問題であつて、それと訴訟上の権利保護のようなものは趣旨も違う、その置かれてゐる土台も違う、そういうところをきちつと両方踏まえてそれぞれの制度を考えよと、そういう意味で、情報公開制度では刑事事件の記録についてはさわりませんけれども、ほかの制度の中できちつと位置づけなさいというのがある意味で整合性なのではないかというふうに思ふんです。だから、情報公開制度で除外をされました、だから民事訴訟制度でも除外をしますと、これで整合性がとれたというの、ちよつとこれはいかにも形式的な考え方ではないかなというふうに思つたりいたします。

ただ、そういう形でこの附帶要望事項というのが整理をされたということはわかりましたけれども、ちよつと趣旨が、そういうことを求められていたのかと、こういう感じもいたしますが、お答え自体はそういうことだということを受けとめておきたいというふうに思ひます。

さて、この法律の中には、ほかにも、先ほど触れましたけれども、公務秘密文書の問題、それから自己使用文書の問題等があるんですけれども、もう一つ私は非常に難しい問題に立証の問題があると思ふんですね。

これはいわゆる証拠の内容、証拠自体の問題ではないので立証責任という概念は当てはまらないと思ふんですが、やはり民事訴訟で記録の提出を

求め、それが要だという側が結局は立証の負担といひましようか、やっぱり請求側が明らかにしなければいけないという仕組みであることはそのとおりですね。そういう仕組み、求める側が立証を尽くさなければいけないということになりますね。

○政府参考人(山崎潮君) 確かに、おっしゃれるとおり、申し立てる側が、特に四号を今度新しく加えましたので、四号の場合には、イロハニホの除外事由には当たらない文書であるということことを主張していただくということになります。

これはなぜそういうふうにしたかということでございますけれども、文書を一般義務化して広げたわけでございます。そういう関係から、場合によつては、常にこれに当たるといふことで、主張をするといふことで弊害が生じないようにということからそうなつてゐるわけでございますが、現実問題としては、今度、求められた側はその文書に当たるといふことをきちつと言わないと最終的にはなかなか認めてもらえないという点もございまして、相手方の主張、立証というんですか、これに相当なウェイトがかかるということ、申し立てる側がそれほど過酷な責任を負うと、立証責任と言えるかどうかかわかりませんが、そういうものを負うといふことにはならないだろうといふふうに私どもは理解をしております。

○千葉景子君 実際には今、局長がおっしゃつたようなことになるんだらうと思ふんですね。求められた側が、むしろこれは公開できないものだと言ふための立証をむしろ実際にはするといふことになるんだと思ふんですが、だとすれば、むしろやっぱり求める側は、おおよその場合にはごく一般的な国民だといふことを考えますと、この法律の立て方自体として、やっぱり立証の負担、立証責任のものをすけれども、それを拒む側と言ふと変ですけれども、そちらに負わせるような法律の構造ができなかつたのかなというふうに思ふんです。

実際には請求側がそんなに過大な負担はしない

んだということであるならば、法律の仕組み上、立証責任を転換したような法律の仕組みを考へるということも一つだったんじゃないかなというふうに思ふんです。だから、例外の例外みたいなことも逆転してしまっているんですけれども、例えば一号から三号とは別建てにして、請求された側が立証をしなければいけない、そういう法律の構造をつくることはできなかったんだらうかというふうに思ひます。

ただ、今お話がございましたように、実質的には立証の負担というのがそんなに大きいものではないんだということではありますので、ぜひそこは請求側が過大な負担にならないような実質的な取り扱いというものを頭に置いていただきたいというふうに思ひます。

時間がなくなってきましたのでちょっと今後のことを聞かせていただきたいと思いますけれども、衆議院の方で修正が施されました、三年後の再検討ということになりました。この再検討をするに当たって、どんな手順で行っていくのかということをお聞きしておきたいというふうに思ふんです。

どうなんでしょうか。これまでも検討する場合には法制審などにかけて検討がされてきたというのが通常の形でございますけれども、今回のこの三年後の再検討に当たっては、やはりそういう従来と同じように法制審などで十分な議論をしていくということになるのでしょうか。

その点について、今後の手順をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 御指摘の附則第三項の趣旨を踏まえまして、今後とも刑事手続関係の開示制度による刑事事件関係書類等の民事訴訟における利用状況を見守っていきまして、文書提出命令制度のさらなる改善を図る必要があると認められる場合には、法律施行後三年をめぐりして所要の見直しを行っていくべきであると考えております。

その見直しに当たりましては、衆議院における

附帯決議を踏まえまして、法制審議会などの公の開かれた場において調査審議を行いまして、国民の意見が十分に反映されますような措置を講じていきたいというふうに考えております。

○千葉景子君 ぜひそのような議論を尽くしていただきたいというふうに思ひますし、やはり日常、訴訟にかかわっている弁護士などの意見、弁護士会等の意見などが十分反映されるような、そういう手だてもしていただきたいというふうに思ひますし、それから前回の附帯決議で、司法判断を尊重するというところでこの議論を進めていくということになっていくわけでございますので、そういう意味で、今後、再検討に当たっても、司法

の判断というものを、司法判断の機会を奪うようなことがなきような取り扱いをしていただきたいというふうに思ひますけれども、その点、ちょっと改めて確認の意味で、大臣の今後の御決意、御所見を聞かせておいていただきたいと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 御趣旨を踏まえまして、広く多くの方の御意見を伺って決めていきたいというふうに思ひます。

○千葉景子君 終わります。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。

昨年の犯罪被害者保護法によりまして、犯罪被害者に対し、刑事公判記録の閲覧、謄写が認められました。それまでは、大切な人を失ったり自分自身が重大な被害を負っていても刑事裁判の蚊帳の外に置かれていた被害者にとりましては、これは一つの前進だと思ひます。しかし、これは起訴された場合のことで、加害者が不起訴となった場合は基本的に不起訴記録が開示されないために情報に十分アクセスできないという事態は依然として続いているわけです。

そして、この問題で法務省は、昨年二月から三月にかけまして、「被害者等に対する不起訴記録の開示について」という通知を出されましたね。この内容は、個別具体的に勘案して弾力的運用を行う。また、「客観的証拠で、かつ、代替性がないと認められるもの」としておりますけれども、基

本的には不起訴記録を犯罪被害者に開示していく、そういう方向で拡大をしていくものだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘のとおり、不起訴記録につきましてもさまざまな内容を含むもので、その中には民事的な損害賠償請求権の行使など、後からは手に入らないようなものも間違いなくあるわけがございます。したがって、そういうものについては開示をするという方向で拡大してきたものでございます。

○林紀子君 これからも拡大していく方向だというふうに理解をさせていただいてよろしいのでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいま申し上げましたとおり、なかなか後では入手しにくい、入手できないような客観的な証拠、こういうものにつきましてはその必要性が非常に大きいということからこれを開示するという方法でございますけれども、それを超えまして不起訴記録を広く開示するということになりました。中には非常に個人のプライバシーにかかわるようなものもございますし、あるいは率直に申し上げまして信用性がないようなものも、これは入らざるを得ないという特徴を持っております。

そういうことから、それを拡大することについては非常に慎重な検討が必要であると考えております。

○林紀子君 通知には、「供述調書等については、供述人が死亡するなどして代替性がないと認められる場合を除き、閲覧又は謄写を認めるべきではない」というふうにありますけれども、現状では不起訴記録のうち実況見分調書などは開示されておりますけれども、供述調書などはほとんど出されてないという状況だと思ひます。しかし、犯罪被害者の権利回復にとつては供述調書も非常に重要で、不起訴で刑事記録全体が出ないための不都合というのはいろいろな場面で起きていると思ひます。

私も弁護士さんに聞きましたけれども、例えば強姦事件で不起訴になった場合、被害者が民事訴訟を起こしてセクハラで損害賠償請求をしたいと思つても、被疑者の供述調書がとれない。仮に、被害者が供述で強姦というのを否認していてもセクハラの実態はあったと認めている場合でも、その供述というものは出されない。また、被害者が死亡した場合などは関係者の供述調書が出されないことが事実の究明を非常に困難にしていると思ひます。しかも、事件直後には反省して供述しながら、時間がたつて不起訴になった後には供述を変えて賠償を免れようとする場合も少なくないということも聞いております。

権利を侵害された人の権利回復を困難にしているというのは非常に不合理だと思ひます。やはり、不起訴記録を原則開示という形で御検討いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 民事訴訟におきましてももちろん当事者尋問あるいは証人尋問という形でいろいろ明らかにしていくという手段は用意されているわけでございます。したがって、先ほど代替性等の有無ということを申し上げましたのは、そういう観点からの問題であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

今御指摘の、不起訴記録についてさらに供述調書も含めて開示の範囲を拡大すべきではないかという点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、不起訴記録の性格上、個人のプライバシーあるいは将来の捜査、公判その他に非常に大きな影響を及ぼす場合がございしますので、やはり慎重に検討せざるを得ないと考えております。

○林紀子君 慎重にということでは確かにあると思ひますけれども、しかしそれは個々の場合に一つ一つ見ていただきたいということも思うわけです。一般にプライバシーの侵害や捜査の支障になるということではそれはだめということにしないではほしいという思いを持っております。犯罪被害者の側に立った情報開示というのを検討する必要がありますがあるんだと思ひます。

民事訴訟の法廷での証言で代替可能ということ

が言われておりますけれども、しかし民事訴訟を起すかどうか、それを含めて被害者に判断材料というのが必要であり、そのために開示が必要だというふうに思うわけです。

一昨年、京都の日野小学校で起こりました小学生殺害事件で、被疑者が警察官の任意同行を振り切つて自殺し、不起訴になったという事案があります。

被害者の両親は、全く見知らぬ人物に突然子供を殺された、一体何が起きたのか、どうしてこんなことになったのか、それを知りたい、その一心。もしこれがわからなければ、この余りに理不尽な事態から自分自身も立ち直れないというふうに言っているわけですね。被疑者が一体どのような家庭で育ったのか、何が彼を犯行に走らせたのか、遺族が知りたいという思いは当然ではないかというふうに思うわけです。

しかし、犯罪被害者が個人で情報を収集するのは本当に難しい至難のわざだと思ふわけです。この場合も関係者にいろいろお話を両親は聞きに行つただけけれども、相手は警察に全部話してあるから警察の方で聞いてくれと言われて話をしてくれなかった。代替性ということでは通用しないんじゃないかというふうに思うわけです。

大臣にお聞きしたいんですが、今申し上げた京都の日野小学校の例というのは一つの例ですけれども、こういうことというのはまだほかにもいろいろあると思うわけです。ですから、犯罪被害者の立場に立つて、不起訴の場合の刑事記録の開示というのも個別の事例に即して丁寧に判断していく、そしてどうしてもここがポイントというようなどときには供述調書についても必要な開示を行つていくべきではないかと思ふわけですけれども、御所見はいかがでしょう。

○国務大臣(森山眞弓君) 不起訴記録は、公判廷で取り調べられたものではございませんし、公にされてはいたないのでございます。不起訴記録中の供述調書には、プライバシーに深くかかわるものもございますし、裏づけのない供述などもまじ

っているわけではございまして、これを開示いたしますと、関係者の名誉等の侵害や将来の刑事事件の一般の捜査、公判への支障を生ずるおそれが考えられますので、これを全部全面的に開示するということは適当ではないというふうに思ひますし、御指摘の京都の事件につきましても、そのような点を考慮した結果、不起訴記録の一部のみをお示ししたのだと承知しております。

○林紀子君 ですから、私は全面的に直ちに開示をしるというふうに言っているわけではなくて、それぞれの個別の事案に即して、それはきちんと丁寧に考えながら、しかしどうしてもこれが代替性もないし、これがないと本当に自分の方が訴えをするか民事訴訟を起こすかどうかということにも踏み切れないし、そしてまた心の傷というものいつまでも残つてしまう、そういうときに丁寧にそれを一つ一つの事例で考えていつてほしいということを言っているんですが、その辺ではいかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 一般論といたしましては先ほど私が申し上げたとおりでございまして、一つ一つのケースにつきましても、その原則をもとにして、そして判断されるべきものではないかというふうに考えます。

○林紀子君 先ほど、せっかく今回の「被害者等に対する不起訴記録の開示について」という通知を出していただいて、それが一つ適用されることによつて救われる部分もあるわけですから、一般原則はこうですということでは切り捨てるといふことのないようにはお願いをしたいと思ひますし、京都の日野小学校の事案といひますのは、警察が被疑者を任意同行する際に自殺させてしまつたという捜査上の重大な問題もあるわけですから、これはぜひ積極的に今後とも対応していつていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

そして次に、今回の法案の問題ですけれども、先ほど来お話がありますが、二百二十条四号ホで刑事記録が文書提出命令から除外されている問題

について私もお聞きしたいと思ひます。

今まで議論して感じていたことですけれども、刑事記録については出す必要もないすべて検察の判断だけにゆだねられている、そういうことが一番問題だというふうに思うわけです。今までは、どうしても民事訴訟の中で刑事記録を出してほしいと思ひましたら文書提出命令の申し立てをする、そして裁判所が判断するということができたんだと思ふわけです。

ところが、今回の法案で二百二十条四号ホというものが書き加えられましたので、そういうことができなくなつてしまふんじゃないやありませんか。改正ということではなくて改悪ということになつてしまふと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま委員の御指摘、しばしばそういう指摘がされるわけですが、実はこれは平成八年に新民訴訟法を制定させていただいたわけですが、そのときは私文書の問題でございましてけれども、その場合にはいろいろ議論になりました。

私も、もともとこの考え方は、二百二十条のところ一号から三号まで事由がまず掲げてありまして、新しく今度四号を加えた、こういうことになりました。一号から三号につきましては、従来、片仮名で書いてありましたが平仮名に変えた、口語化したというだけで内容は全く変わっておりません。それで、今回、この法律をつくつたときに、四号は新しく加えるけれども、一号から三号につきましては全く従来の解釈と同じであるということでも国会でも説明させていただきまして、現に新民訴訟法も施行されておりますけれども、その解釈で運用されているというふうに理解をしております、これができたからといって従来の解釈に影響を与えるということはないというところで、従来、この一号から三号で文書提出の命令がされていたというものについてはまた命令がされる可能性があるというふうに理解をしております。

○林紀子君 そうしますと、影響はないんだ、変

わらないんだというお話なんですけれども、これは衆議院でも例を引いて御質問いたしましたけれども、昭和六十二年七月十七日に東京高等裁判所が刑事事件の不起訴記録に提出命令を出してありますけれども、これは現行の民法訴訟のどの規定で出されたのか。そして、刑事記録が一律除外されたことでこれが今度は申し立てられないということにはならないのか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) 今御指摘いただきました決定でございましてけれども、これにつきましては、私どもが公刊物から知る範囲内では、二百二十条一号の関係で当事者が引用した文書ということと採用されているというふうに理解をしております。一号で採用されるというのは事例としてはちよつと珍しいのではないかと私ども考えております。

ほかにも幾つか決定例がございまして、通常は三号の文書、三号の後段の方で、当事者間の法律関係に関して作成された文書ということで、この解釈で文書提出命令を行つていくという例がございまして。この点につきましても、典型的には三号でございましてけれども、当事者がそれは三号の文書に当たるといふことを申し立てて、裁判所も法律関係文書であるということを確認すれば提出される可能性があるというところで、四号で言われれば、四号は除外になつておりますからこれはだめだ、こういうことになるわけではございません。

○林紀子君 そのところが御説明を受けてもなかなかわかりづらいところなんですけれども、今までこれを、提出命令を出されたものはもう門前で初めから刑事記録だということで排除されるというものじゃないというふうに今お聞きをいたしました。

しかし、この六十二年七月十七日に出た東京高裁の事例というのは、警察の違法な捜査を理由とする国家賠償請求において不起訴処分になった被害事件の参考人調書に文書提出命令が認められたというふうに聞いております。警察は違法捜査が

明らかになるのを嫌がって送検もしなかった、文書も任意には出さなかったというものなわけですね。今回の法案で二百二十条四号ホが盛り込まれました。こうした刑事記録が二百二十条一号から三号と判断されれば今後文書提出命令は出されるということなんです。ねというのをもう一度確認させていただきたいと思っています。

○政府参考人(山崎潮君) 当事者が二百二十条の一号から三号という主張をして、その判断が認められれば提出される可能性があるということでございます。この決定でこういう状態のものが認められたからといってすべてがそうだというふうになるかどうかは個別の判断でございます。確かに、四号を理由にして申し立てれば、それは却下されるということになるかと思っています。

○林紀子君 民事訴訟においてどの文書を開示しまたは開示しないのかということは、やはり最終的には裁判官に判断をゆだねるべき問題だというふうに思うわけです。公文書についても提出を一般義務化するという観点で今度の新しい民法法というものは出されたものだと思いますけれども、一号から三号は影響を受けない、刑事記録についても提出命令が出せるというふうに今まで御答弁いただいているわけですが、一番わかりやすくてすっきりするのは、やはりこの四号のホというものはもう要らない、削除する、そういうことなんじゃないかというふうに思うわけです。ぜひそのことをきちんとお考えいただきたいということを申し上げて、次の問題をお聞きしたいと思います。

これも先ほど同僚委員から触れられましたが、情報公開法との関連です。これも大臣にお聞きしたいと思いますが、情報公開法と考え方と同じにする、整合性を持たせるといって今回のこの四号ホというのを入れているということなんですか。情報公開法で刑事記録が一律に除外されているというのももちろん問題だと思うわけですが、今回の民事訴訟法では、文書提

出命令制度というのは個別具体的な民事裁判の審理のために証拠としての文書の提出、それが要だということなわけですね。ですから、一般にだれでも公開を求められる情報公開法よりもっと広く提出をされなければこの制度というのは生きてこないんじゃないか。ですから、この情報公開法と整合性を持つて同じようなものにしたからそれでいいというのはいくらも全然問題のレベルが違う問題ではないかと思つて、どうしても納得できないのですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 刑事記録は、国家刑罰権の実現を目的としたしまして、刑事訴訟における実体的真実の解明という公益を追求するため、強制処分を含む強力な権限を行使いたしました。関係者の名誉やプライバシーに深く立ち入って作成されるものでございますから、刑事訴訟法等が、関係者の利益保護、捜査の秘密及び刑事裁判の適正の確保等と開示により図られる公益等との調整を考慮した上で、開示の要件、方法等について独自の規律をしております。

今回の改正法案に第二百二十条四号ホが設けられておりますのは、民事訴訟において刑事訴訟法等によつて開示が認められる範囲を超えて刑事記録の提出が命じられることになり、関係者の名誉、プライバシー等に対して重大な侵害が及ぶおそれや、捜査や公判の適正が確保されないおそれなどがありますことから、刑事記録の開示、不開示を刑事訴訟法等の規律にゆだねるという趣旨でございます。

また、いわゆる行政情報公開法に基づく行政文書開示制度におきましても刑事記録の開示によつて同様の弊害が生ずるおそれがありますので、その開示、不開示を刑事訴訟法等の規律にゆだねる趣旨で刑事記録をその対象から除外しているわけでございます。

御指摘のとおり、行政情報公開法に基づく行政文書開示制度と文書提出命令制度とは、その目的、手続等の点において相当異なっておりますが、ただいま申し上げましたような刑事記録の開

示による弊害を避けるべき要請の点では変わるところがございます。その意味で、行政情報公開法で刑事記録を一律除外していることとの整合性も十分根拠になるのではないかと考えております。

○林紀子君 両方が整合性があるということでは根拠になるというお話ですが、しかしどうしてもそれを同じに考えることはできないというふうに思うわけです。

情報公開法というのは、一般国民の立場で情報を請求する、広く国民に開かれている問題だと思つています。しかし、民事訴訟法の文書提出命令というのは、自分が裁判の当事者として裁判を受ける権利、真実の発見、こういった権利の実現のために文書提出を求めているわけですから、これは違ひがあつて当然なんじゃないかと思うわけです。同じなのはやっぱりおかしいというふうに思うわけですが、最も関係の深い、最も切実な問題意識を持つております日弁連もこれはバランスを欠いているということを言っておりますし、またマスコミもこれは法務省のお手盛りだというふうな批判もしているわけです。

こういう法務省の姿勢というのは、情報公開を進める方向性と真つ向から矛盾するわけですし、世論の批判も避けられない。やはり、この二百二十条の四号ホというところはもう一度考え直さなければいけない、削除するべきではないかというところを強く申し上げまして、私の質問を終わります。

○橋本敦君 私から続いておりますが、前回の民事訴訟法の改正に当たっては、平成八年六月十八日、当参議院の法務委員会におきまして大変重要な附帯決議が行われております。

同様の趣旨は衆議院でも附帯決議が行われたんですが、この参議院の附帯決議の第二項によりまして、政府に対して、国会としてこうしていただ

くのが当然だということとして正式に要請をしているわけですね。つまり、「附則第二十七条の検討に当たっては、公務秘密文書に関して、その秘密の要

件、判断権及び審理方式について、司法権を尊重する立場から検討を加えるべきである。」、こう書かれております。

ここで言う司法権を尊重する立場から検討を加えるべきだということを政府に強く要請したというの、国会としてこの問題について非常に重要な見解を政府に対して表明したことになりますが、この決議に対して当時の長尾法務大臣は、「ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。」と発言されました。これは当然の発言だと思つています。

そこで、この趣旨を踏まえ適切に対処して今回の改正法案ができたのかどうかということが問題になってくるわけですが、私はこの問題では、今問題になっております二百二十条の四号のホ、これについては一律に提出義務の除外ですから、司法のまさに判断を尊重するというところから、頭から除外しているし、インカメラの適用も除外するということですから、実質的には司法の判断も尊重されていないということになるわけですね。

だから、そういう意味で、今回の改正案の二百二十条の四号ホについては、国会の立場から附帯決議に反するものではありませんかということを厳しく政府に問わねばならぬ、国会としての責務のある問題だというように私は考えているわけ

です。そういうことで質問するわけですが、この決議について、私は残念ながら、今回の法案はその決議を尊重していない、むしろ決議に反すると言わざるを得ないと思うんですが、大臣の御見解はいかがでしょう。

○国務大臣(森山眞弓君) 決議の趣旨を尊重いたしました検討を加えたわけですが、改正案の第二百二十条四号のホで刑事記録などを除外文書としておりますのは、民事訴訟におきましても刑事訴訟記録等の開示、不開示については刑事訴訟法等の刑事司法手続における開示制度にゆだねるという趣旨でございます。これは司法権

の尊重という観点に立つて検討を加えても刑事記録等の特殊性に基づいて特別の取り扱いをすべきであるとの結論に至ったためでございます。

したがって、この特別の取り扱いをもって、公務秘密文書全般の取り扱いについて司法権を尊重する立場からの検討を求める附帯決議第二項に反することにはならないと考えます。

○橋本敦君 そのところは見解が全く違いますね。私も、司法権を尊重するというこの立場に立つて検討を加えるべきだという附帯決議を尊重するならば、司法権を頭から尊重しない一律除外、インカメラも適用しないということは成り立ち得ないはずだと思ふんです。

だから、そうした理由について、あれこれおっしゃる理由をこれは多くの質問の中でも答弁を聞いていますから、二百二十条の四号ホを入れた趣旨について改めて聞くつもりはありません。どういう理由であろうと、結論的には国会の重要な附帯決議に実質的にも形式的にも反するという、そういう状態であるということは私はこれは否めない問題ではないか。

そういう意味で、私は大臣の見解を伺ったんですが、大臣としては、一律に除外をする、インカメラも適用しない、こまごまとやっておこの附帯決議に反しないと本当に言えるんでしょうか。もう一遍御答弁いただきたい。

○国務大臣(森山眞弓君) 先ほど申し上げたとおりでございます。

○橋本敦君 その点の意見は全く一致しません。国会の附帯決議で示されたこの重要な問題について、私は政府としてはもつと真剣に考えるべきだと思ふ。今後、三年間をめどに制度のあり方について検討を加えて、刑事事件関係書類等についても必要な措置を講ずることになっておりますから、この問題については附帯決議の趣旨も踏まえた上で検討されるべきであると思ふ。将来の課題としていかがですか。

と思ひます。

○橋本敦君 もう一つ附帯決議には重要な点がございまして、附帯決議の第四項でございまして、ここでは、「政府は、前二項の検討に当たっては、その経過を広く開示し、国民の意見が十分反映されるように格段の配慮をすべきである。」、この決議をしております。

国民の意見が十分反映されるように格段の配慮が今回の法改正に当たってなされたのかどうかというのを私は附帯決議を守る立場から検討してみることがあると思ふんですが、その点でいいますと、この改正案の作成の系統においても内容においても国民の意見が十分に反映されたとは言いがたいというふうな思わざるを得ないと思つております。

例えば、国民の意見という点でいえば、最もこの問題で当事者の立場にあつて専門的、実務的な立場から意見が言えるのは日本弁護士連合会であるんですが、日弁連はこの問題については明確に反対をしているところなんです。その意見は入れられていない。

では、一般国民の意見はどうかということになります。一つ例をお示ししますと、朝日新聞の主張でございまして、平成十三年一月十八日付ですが、次のように述べております。「刑事事件の記録が提出義務から一律に除外されている点には、大きな疑念が残る。」、これはつきり言っているわけですね。「法務省などの言い分はこうだ。」として、法務省はこれまで可能な範囲で開示してきたと、こう言っている、実際の運用もそういうことで支障はないと言っている。

「だが」として、次のように言っております。「だが、刑事記録を活用したいのは、犯罪被害者だけではない。談合や違法な公金支出を追及する住民訴訟や、犯罪によつて会社に損害を与えた経営陣の責任を問う株主代表訴訟など、様々な局面が想定される。捜査の秘密やプライバシーへの配慮など、刑事記録については慎重な配慮が求められるのは理解できる。だが、それが直ちに一律除

外」に結び付くわけではあるまい。こうしたものが正すこともまた、この国会に課せられた重大な使命である。」と、こう述べているんです。私は、これは国民の声として一つの大きな声だと思ふんです。

だから、日弁連の意見やこういう国民の声を、本当に附帯決議が言うように国民の意見が十分反映されたような格段の配慮をこの改正案はしたのかということになります。格段の配慮どころか、こういう意見は無視されている。そういう意味では、この附帯決議を尊重されたというように私は思へないんですが、大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 御指摘の刑事訴訟関係書類等を提出義務の除外文書とする点につきましては、法制審議会民事訴訟法部会におきまして、この点を含む資料が最初に示された平成十年一月二十三日開催の文書提出命令制度小委員会におきましてはもとより、同月三十日開催の同小委員会、同年二月六日開催の民事訴訟法部会及び同月二十日開催の法制審議会総会などにおきまして、中心的な審議事項の一つとしてさまざまな観点から意見が述べられました。活発な議論が交わされたと聞いております。

このような議論を経まして、法制審議会の総会で採決が行われました結果、賛成多数で、一般義務としての文書提出義務の範囲から刑事訴訟関係書類等を除外する旨の項目を含む民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱が決定されました。法務大臣に答申をされたのでございます。

刑事訴訟関係書類等を除外文書とする第二百二十条第四号ホの規定はこの要綱の趣旨に沿つて立案されたものでございまして、改正案作成の手続、内容、いずれにつきましても国民の意見が十分反映されているものと考えております。

○橋本敦君 この点でも大臣の見解と私の見解は実質的に大きく食い違っているわけですね。法制審の手続は、それはとられましたよ。しかし、この問題が一律除外として出てきたというの

は、初めからあつたわけじゃなくて、終わりに近づいて出されてきたという経過もあります。それから、おっしゃったように、法制審で十分に尊重するということで日弁連の意見を入れてなされたかといいますと、それは多数決で決まったわけですから、これは排除されているわけですね。一般的に、マスコミに私、指摘しましたが、こういう意見もある。こういう意見を慎重に検討したということは、残念ながら私は今回の改正案の提出については欠けていたと言わざるを得ない。

そういうことを本当にやっていたら、と、国会が附帯決議で、「国民の意見が十分反映されるように格段の配慮をすべきである。」、格段の配慮とまで言つて附帯決議をしているその格段の配慮を本当にやつたかどうかということについては、政府として政治責任を持つて国会に対応していただかないと困るわけでしょう。そういう意味での格段の配慮をしたということには、私は十分さが足りないことを言わざるを得ないということとを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、この法案は、今後、施行後三年を目途として、改めて改正後の実施状況その他を検討した上で、刑事事件関係書類等の利用状況も勘案して、そしてこの公文書について制度的に検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずるということになりました。したがつて、議論はこれからまだ続きますから、私どもとしては大いに意見を述べ、国会でも論議し、国民にも意見を述べていただくといい機会もあるでしょう。

そこで、大臣に確認的に伺いたいんですが、三年後の見直しということ、必要な措置を講ずるといふこと、それに当たつては、法制審の審議で積極的に慎重に議論をするということ、この法制審の機会を通じても広範な国民の意見を必要範囲で十分に組み入れるというようにすること、それから衆参で平成八年に行われた重要な国会附帯決議について、特に司法権の尊重という問題についてもきちつと議論をしていただく、こういう方向でやっていただきたいということを強

く要望しておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 附則第三項に基づく文書提出命令制度の検討につきましては、「政府は、附則第三項の検討を加えるにあたっては、その審議の経過を広く開示し、国民の意見が十分反映されるよう格段の配慮をすべきである。」という衆議院法務委員会の附帯決議を踏まえまして、法制審議会において調査審議を行い、国民の意見も十分に反映されるような措置を講じてまいりたいと考えております。

○橋本敦君 一言、大臣、しつこいようで申しわけありませんが、今の御答弁の中で、国民の意見を十分に反映されるよう努力していただくことはわかりましたが、附帯決議で言うております、この問題での司法権を尊重する、司法権の判断を尊重するという附帯決議も改めてやっぱり受けとめて議論をしていただくという姿勢でやっていただきたいというところはいかがですか。その点がちょっと抜けていたように思いますので。

○国務大臣(森山眞弓君) 御趣旨をよく体しまして検討してまいります。

○橋本敦君 終わります。

○委員長(日笠勝之君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について橋本敦君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。橋本敦君。

○橋本敦君 民事訴訟法の一部を改正する法律案に對しまして、日本共産党並びに社会民主党・護憲連合を代表して、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されている案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。今回の内閣提出の民事訴訟法の一部を改正する法律案は、公文書提出命令の規定を整備するものでありますが、刑事訴訟記録及び少年保護事件記

録等について、捜査への影響や関係者のプライバシーを理由に、提出義務を一律に除外し、インカメラ手続も適用しないことは、合理的理由がなく、当事者の権利実現と裁判における真実発見のために容認できないものであります。

そのほか、秘密公文書の提出義務の除外事由、高度の秘密公文書の扱い、公務員が保管、所持する書類、特にノート、メモ類、こういったものの扱いは、いずれも提出義務の範囲を大きく制約するものとなっております。

民事訴訟の審理を充実させるためには、公文書提出命令の拡充が求められておりまして、そのために提出したのが本修正案であります。

修正案の内容は、一、刑事訴訟書類及び少年保護事件記録等に関する提出義務の一律除外を削除すること、二、秘密公文書に関する提出義務の除外事由から、「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」の文言を削除して、「公共の重大な利益を害することが明らかなもの」だけを除外の対象とすること、三、国防・外交文書、犯罪・捜査文書の特別扱いをやめ、一般公文書と同等の扱いとすること、四、公務員または公務員であった者が保持する文書は、ノート、メモ類等も提出義務の除外の対象にはしないものとする、五、公文書の場合において提出除外事由に該当する旨の立証責任が文書保持者側にあることを明示することであり、委員各位の御賛同をお願いいたしまして、趣旨の説明を終わらせていただきます。

○委員長(日笠勝之君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、日本共産党及び社会民主党・護憲連合提出の修正案に賛成し、内閣提出、民事訴訟法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本改正法案は、五年前の民法全面改正の審議において、公文書の文書提出命令が不当に制限さ

れているとして、与党提案による全面削除という異例な修正を受け、改めて提出されたものです。が、相変わらず、公文書は基本的には出したくないという制約的な姿勢が示されています。

第一に、刑事訴訟書類、少年保護事件記録を、インカメラ手続にゆだねることなく、全面排除している点です。

これまで、プライバシー保護のために閲覧禁止とされていた刑事確定記録でも、正当な理由があれば閲覧できるとした事例や、不起訴事件の参考人調書の提出命令が認められた裁判例もありました。こうした文書提出命令の流れを逆行させようとすることは到底認められません。とりわけ交通事故、労災、薬害、公害などの損害賠償請求事件では刑事記録の必要性は極めて高く、また会社役員に対する株主代表訴訟における贈収賄、総会屋への利益供与、背任などの追及や官官接待の不正をたずね住民訴訟などにおいても、事件の真実の解明と当事者の権利の実現のために刑事事件の証拠文書などは欠かせないものです。

第二に、秘密公文書の除外規定に「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」としていますが、これまでの判例を後退させるものであり、改悪と言わざるを得ません。

行政当局が文書を出したくないと思えば、いつでも自己の主観的判断で「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ」を理由に拒絶できるとなれば、現状よりさらに提出拒絶を広げるおそれが大きいこととなります。

さらに、国防・外交、犯罪・捜査に関するいわゆる高度の秘密公文書を特別扱いとすれば、裁判所がインカメラの手続きをとらずに、官庁の主張をうのみにして、文書提出が閉ざされる危険が極めて大きいこと、また公務員の保管、所持するメモ、ノート類を私的文書として除外していること、いずれも重大な欠陥と言わざるを得ません。

日本共産党は、社会民主党・護憲連合と共同して修正案を提出しておりますが、民事訴訟の審理を充実したものとするためには公文書提出命令の拡充こそが求められており、修正案の採択を強く求めるとともに、本改正案には反対するものであります。

以上で私の討論を終わります。

○委員長(日笠勝之君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより民事訴訟法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

まず、橋本君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日笠勝之君) 少数と認めます。よって、橋本君提出の修正案は否決されました。それでは、次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日笠勝之君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、江田五月君から発言を求められておりますので、これを許します。江田五月君。

○江田五月君 私は、ただいま可決されました民事訴訟法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

民事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、附則第三項の検討に当たっては、民事訴訟における公文書の利用の一層の充実を図る観点から行い、特に刑事事件関係書類等については、捜査、公判及び裁判確定の各段階ごとに異なる文書開示制度の趣旨を念頭に置きつつ、民事訴訟における証拠としての必要性に配慮した制度となるよう検討すべきである。

右決議する。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(日笠勝之君) ただいま江田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(日笠勝之君) 全会一致と認めます。よって、江田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、森山法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。森山法務大臣。

○國務大臣(森山眞弓君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(日笠勝之君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

(参照)

民事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案

民事訴訟法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二百二十条の改正規定を次のように改める。

第二百二十条第四号中「保管し、又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、公務員又は公務員であつた者がその職務に関し文書を所持するときは、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。ただし、当該文書が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 前項第四号イ又はロに掲げる文書
二 公務員の職務上の秘密に関する文書であつて、その提出により公共の重大な利益を害することが明らかなるもの

三 専ら文書の所持者の利用に供するための文書(国又は地方公共団体が所持する文書にあつては、公務員が組織的に用いるものを除く。)であつて、公務員が職務の遂行に際して作成したものでないもの

第二百二十条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二百二十一条第二項中「前条第四号」を「前条第一項第四号」に改め、「であること」の下に、又は同条第二項本文に規定する場合であることを加える。

第二百二十三条の改正規定のうち「同条第七項」を「同条第六項」に、「第二百二十条第四号イからニまで」に改め、「第二百二十条第一項第四号イからハまで」に改め、「いずれか」の下に「又は同条第二項各号に掲げる文書のいずれかを」を加え

に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「次の三項」を「次の二項」に改め、第三項中「第二百二十条第四号に掲げる」を「第二百二十条第二項本文に規定する」に、「同号ロに掲げる文書に該当するかどうか」を「同項第二号に掲げる文書に該当するかどうか」に、「同号ロに掲げる文書に該当する旨」を「同号に掲げる文書に該当する旨」に改め、第四項を削り、第五項中「第三項前段」を「前項前段」に、「第二百二十条第四号ロ」を「第二百二十条第二項第二号」に改め、同項を第四項とする。

附則第二項中「第六項」を「第五項」に改める。附則第三項を削る。

六月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所の人的及び物理的充実に関する請願(第二〇一七号)(第二〇一八号)
二、治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第二〇六一号)

一、裁判所の人的及び物理的充実に関する請願(第二〇六七号)(第二〇六八号)(第二〇六九号)(第二〇七〇号)(第二〇七一号)(第二〇七二号)(第二〇七三号)(第二〇七四号)(第二〇七五号)(第二〇七六号)(第二〇七七号)(第二〇七八号)(第二〇七九号)(第二〇八〇号)(第二〇八一号)(第二〇八二号)(第二〇八三号)(第二〇八四号)(第二〇八五号)(第二〇八六号)(第二〇八七号)(第二〇八八号)(第二〇八九号)

一、治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第二〇九一号)
二、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第二二七号)

一、国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とする国籍法改正に関する請願(第二二六号)(第二二六七号)(第二二六八号)
二、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第二二七号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二三十一号)
二、裁判所の人的及び物理的充実に関する請願(第二三二七号)

一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第二三三三三号)
二、国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とする国籍法改正に関する請願(第二三九五号)(第二三九六号)(第二三九七号)(第二三九八号)

一、定期借家制度の廃止に関する請願(第二四一〇号)
二、治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第二四三二一三二二)

一、国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とする国籍法改正に関する請願(第二四三二二二二二)

請願者 横浜市旭区南希望が丘一〇三 増田知子 外三百三名
紹介議員 福島 瑞穂君

近年、裁判所に持ち込まれる法的紛争は増加し、内容も複雑・困難なものになっている。しかし、「裁判に時間が掛かり過ぎる」、「裁判の手続や結果が分かりにくい」、「市民にとって身近な利用しやすいものになっていない」などの批判にもあるように、裁判所は国民の期待に十分こたえられないものになっていない。その原因の一つに国家予算全体の〇・四％未満という極めて限られた裁判所予算及び人員の不足が挙げられる。紛争解決機能など裁判所の機能を強化し、国民のための裁判所を実現するためにも裁判官・裁判所職員の大増員や法廷・和解室・調停室等の不足解消など裁判所施設の充実が欠かせない。

ついては、国民がより利用しやすい司法とするため、次の事項について実現を図られたい。

一、裁判所職員の定員を大幅に増やすこと。
二、裁判所施設を充実させるため、裁判所予算を大幅に増やすこと。

第二〇一八号 平成十三年六月八日受理
裁判所の人的及び物理的充実に関する請願
請願者 札幌市豊平区西岡二条一三丁目 鈴木澄子 外四百九十九名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇六一号 平成十三年六月八日受理
治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願
請願者 埼玉県秩父市下影森七二七 小口 翼 外二百十四名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第一一一五号と同じである。

第二〇六七号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物理的充実に関する請願

第三部 法務委員会会議録第十六号 平成十三年六月二十六日【参議院】

請願者 埼玉県所沢市こぶし町一五〇二
八 海東道子 外二千二百六十六名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇六八号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉七ノ一四ノ一
〇 豊福和宏 外二千二百六十六名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇六九号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 北海道函館市駒場町七ノ一四 原
圭子 外二千二百六十六名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇七〇号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 奈良市平松五ノ二六ノ四 下田卓
史 外二千二百六十六名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇七一号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 石川県小松市下栗津町サノ三八ノ
二九 野崎進 外二千二百六十六名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇七二号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 東京都町田市小川一ノ二ノ三

新井悦子 外二千二百六十六名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇七三号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 鳥取県米子市石州府四二二ノ一
大前広光 外二千二百六十六名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇七四号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 名古屋市熱田区旗屋二ノ一ノ五
後藤伴子 外二千二百六十六名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇七五号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 東京都板橋区坂下三ノ三六ノ二
内田澄子 外二千二百六十六名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇七六号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 千葉県習志野市東習志野四ノ一五
ノ一ノ一〇四 丹野輝夫 外二千
二百六十六名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇七七号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 東京都江東区東陽二ノ三ノ四ノ一
一一 藤村朋子 外二千二百六十
六名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇七八号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 東京都杉並区梅里二ノ四〇ノ二
一 尾形孝一 外二千二百六十六
名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇七九号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市東町一ノ一ノ二〇
川又博子 外二千二百六十六名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇八〇号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 京都市下京区四条通油小路西入ル
藤本寄町三三ノ二 西林紀子 外
二千二百六十六名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇八一号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 大分市花高松三ノ四ノ二ノ二〇
三 桐石アキ子 外二千二百六十
六名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇八二号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 横浜市戸塚区矢部町一ノ一ノ二
〇二 近江美保 外二千二百六十
六名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇八三号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 静岡県沼津市東椎路一、四〇七ノ
四 井出寿重 外二千二百六十六
名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇八四号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 神戸市灘区上野通八ノ三ノ一四
宮崎禮子 外二千二百六十九名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇八五号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 三重県熊野市久生屋町三三九ノ
一 宮西光起 外二千二百六十六
名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇八六号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺諏訪森町西二ノ一
出川智子 外二千二百六十六名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇八七号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺諏訪森町西二ノ一
六八ノ四 渡具知正雄 外二千二
百六十六名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇八八号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市北内町四ノ一〇ノ
二二 村上司 外二千二百六十六
名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇八九号 平成十三年六月十一日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 群馬県高崎市行力町二九三ノ四
星野吉明 外二千二百六十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇九一号 平成十三年六月十一日受理
治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市亀井野九四ノ
三 吉田武 外四百九十九名

紹介議員 藁科 満治君

この請願の趣旨は、第一一一五号と同じである。

第二二二七号 平成十三年六月十三日受理
民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関す
る請願

請願者 京都市西京区桂野里町五ノ一四ノ
二〇一 泉佳奈子 外五十九名

紹介議員 浜四津敏子君

現行民法制定後五十年余が経過し、この間家族
形態やライフスタイルは多様化し、婚姻や家族の
役割などに対する個人の考え方や意識も大きく変
化した。こうした中、婚姻による改氏によって不
利益を被るのは女性である場合が多いため、氏を
変えたくないと考えた女性が増えている。憲法に
は個人の尊厳及び両性の本質的平等がうたわれて
いるが、社会環境から実質的には不平等となつて
いる場合が多い。法の下における男女の実質的平
等及び個人の自由意思尊重の観点から民法を改正

し、人格権としての氏名権を認め、選択的夫婦別
氏制度を導入するよう求める。
ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、夫婦の氏については、同氏、別氏を同等な選
択肢として規定すること。
二、婚姻期間中において本人が希望する場合に
は、その自由意思に基づいて同氏、別氏間の転
換を認めること。

第二二六六号 平成十三年六月十三日受理
国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とし
る国籍法改正に関する請願

請願者 東京都三鷹市井の頭一ノ一五ノ
九 中力好子 外三名

紹介議員 大淵 絹子君

昭和六十年の国籍法改正により、重国籍を有す
る者に対し国籍の選択が義務付けられた。このた
め、父母が異なる国籍を有する子や出生国と日本
の国籍を併有する子は、二十二歳に達するまでに
外国籍を放棄するか、日本に対し外国籍を放棄す
る旨を宣言しなければならず、多大な負担や苦痛
を受けている。また、外国人との婚姻などにより
二十歳以降に外国籍を取得した日本人についても
二年以内に国籍の選択が義務付けられているが、
たとえ外国人と結婚し相手国に長期間居住する場
合であっても日本国籍を放棄する理由はなく、旧
来の「国籍唯一の原則」は現実にはそぐわない。こ
のため、国籍選択制度を廃止するとともに、外国籍
を有する日本人も日本国籍を維持できるよう、重
国籍の容認が求められている。さらに、我が国は
特定の生地主義国で出生した重国籍者に対し、日
本国籍を留保する届出を課している。国籍留保の
制度の適用範囲が国外で出生した国際結婚による
子にまで拡大され、出生後三箇月以内に留保の届
出がない子は日本国籍を喪失することになるが、
制度が周知されていないことから子の日本国籍取
得が制限されている。国籍再取得の規定はあるも
の、申請者は日本在住かつ二十歳未満との条件

があり、日本への入国が困難であったり親の協力
が得られにくい状況にあるため、国籍留保制度の
廃止が求められている。
ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、国籍選択制度を廃止すること。
二、国籍留保制度を廃止すること。

第二二六七号 平成十三年六月十三日受理
国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とし
る国籍法改正に関する請願

請願者 東京都文京区千石三ノ一六ノ四ノ
四二五 今野美紀子 外四名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二六八号 平成十三年六月十三日受理
国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とし
る国籍法改正に関する請願

請願者 東京都東大和市清水四ノ九四二ノ
七 ヒル浩子 外三名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二七四号 平成十三年六月十三日受理
民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関す
る請願

請願者 大阪府平野区喜連東五ノ一ノ五
喜多綾子 外四十四名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二二二七号と同じである。

第二三七一号 平成十三年六月十四日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に
関する請願

請願者 名古屋市中千種区高見一ノ二ノ一
二 白川吉郎 外二千九百九十八
名

紹介議員 大野つや子君

この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。

第二三二二号 平成十三年六月十四日受理
裁判所の人的及び物的充実に関する請願

請願者 東京都足立区千住五ノ二六ノ一
〇 村川憲一 外三百四名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二三三三号 平成十三年六月十四日受理
民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関す
る請願

請願者 京都府船井郡園部町熊崎片山二
七 中西博美 外二十名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第二二二七号と同じである。

第二三九五号 平成十三年六月十四日受理
国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とし
る国籍法改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区喜多見三ノ二〇ノ
八 サルパドルル恵 外二名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二三九六号 平成十三年六月十四日受理
国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とし
る国籍法改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原一ノ一一ノ一
五 レアリー一代 外二十名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二三九七号 平成十三年六月十四日受理
国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とし
る国籍法改正に関する請願

請願者 京都市左京区田中西樋ノ口町二ノ
一五 時田直子 外三名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第二三九号 平成十三年六月十四日受理

国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とする国籍法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区北新宿三ノ一〇ノ二

三 カマーゴさか江 外三名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第二四一〇号 平成十三年六月十五日受理

定期借家制度の廃止に関する請願

請願者 広島県福山市今津町三ノ二 石井

スミ代 外四百九十九名

紹介議員 林 紀子君

良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法の成立により、昨年三月から定期借家制度が施行された。しかし、期待される良質な賃貸住宅の取り分け公共賃貸住宅の供給は政府予算などをみても促進されるどころか減少傾向にある。一方、定期借家制度が適用されないのは三月一日以前の契約にまで切替えを要求する不動産業者が現れるなど、借家住まいの人々や借家当業者は定期借家制度によつて住宅・店舗・事業所などの安定が失われることを危惧している。住宅は社会福祉の基礎となるものであるにもかかわらず、定期借家制度は居住の不安を招き福祉の土台を崩すものである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、住まいと営業の安定を損なう定期借家制度を廃止すること。

第二四三二号 平成十三年六月十五日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 岡山県邑久郡長船町土師一二二ノ

二 岩井登美江 外千四百九十九名

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第二四三二号 平成十三年六月十五日受理

国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とする国籍法改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢七ノ二二ノ

三 森田泉 外二名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

六月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二五二〇号)

一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第二五二二号)

一、裁判所の人的及び物的充実に関する請願(第二五二三号)

一、国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止を内容とする国籍法改正に関する請願(第二五二二四号)(第二五二五号)

一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願(第二六〇五号)

一、成人重国籍の容認を内容とする国籍法改正に関する請願(第二六〇六号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(第二六七八号)(第二六七九号)

すること。
二、国内在住の外国人の成人に対し重国籍を容認すること。

第二六〇九号 平成十三年六月十九日受理
定期借家制度の廃止に関する請願

請願者 横浜市鶴見区岸谷四ノ一三ノ一

七 佐々木隆雄 外三百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六七八号 平成十三年六月二十日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡大島町一、八七六

ノ八 加藤紘平 外二万三千百三十七名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。

第二六七九号 平成十三年六月二十日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願

請願者 島根県浜田市黒川町三、七四三ノ

一 松岡政幸 外二万三千百三十八名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一四三八号と同じである。

平成十三年七月三日印刷

平成十三年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K